

令和2年5月21日

供給約款等以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、別紙2の事業者による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙1の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20200521 関 東 第 58 号
令 和 2 年 5 月 2 1 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給約款等以外の供給条件の認可について (回答)

令和2年5月21日付け20200521 関東第12号により貴職から当委員会に意見を求められた供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。

(別紙2)

熱海瓦斯株式会社(法人番号 5080101012519)
武蔵野瓦斯株式会社(法人番号 5030001026664)
関彰商事株式会社(法人番号 2050001031500)
角栄ガス株式会社(法人番号 9011001005458)
武陽ガス株式会社(法人番号 3013101000328)
秦野瓦斯株式会社(法人番号 7021001022743)
大多喜ガス株式会社(法人番号 3040001059104)
共栄クリーンガス株式会社(法人番号 7030001070792)
株式会社サイサン(法人番号 9030001003544)
東京ガス山梨株式会社(法人番号 2090001001128)
伊勢崎液化株式会社(法人番号 5070001013064)
日本瓦斯株式会社(法人番号 9010001061924)
東彩ガス株式会社(法人番号 8030001051263)
北日本ガス株式会社(法人番号 9060001014092)